

令和3年度福井県「介護サービス情報の公表」計画

1 目的

この計画は、介護保険利用者が介護サービス事業者（以下「事業者」という。）を選択するための「介護サービス情報の公表」を円滑に実施するために、介護保険法施行令第37条の2の3、第37条の5、第37条の11に基づき、事業者が行う報告事務、指定調査機関が行う事務、情報公表事務に関する計画を一体のものとして、福井県知事が定めるものである。

2 計画の基準日

令和3年4月1日

3 計画の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 公表の対象となる介護サービス事業所（以下「公表対象事業所」という。）

- (1) 計画の期間内に指定または許可を受け、介護サービスの提供を開始する事業所
- (2) 基準日前の1年間において、提供を行った介護サービス（介護保険法第115条の35第1項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る介護報酬の支払を受けた金額が100万円を超える事業所
- (3) 前2号に該当しない事業所のうち、この制度の対象となることを希望する事業所

介護保険法第115条の35第1項に規定する介護サービス

区分	介護サービス	主たるサービス（※）
1	訪問介護＋夜間対応型訪問介護＋定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護
2	訪問入浴介護（予防を含む）	訪問入浴介護
3	訪問看護（予防を含む）＋指定療養通所介護	訪問看護
4	訪問リハビリテーション（予防を含む）	訪問リハビリテーション
5	通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護	通所介護
6	通所リハビリテーション（予防を含む）＋指定療養通所介護	通所リハビリテーション
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10	福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）	福祉用具貸与
11	小規模多機能型居宅介護（予防を含む）＋複合型サービス	小規模多機能型居宅介護
12	認知症対応型共同生活介護（予防を含む）＋認知症対応型通所介護（予防を含む）	認知症対応型共同生活介護
13	居宅介護支援	居宅介護支援
14	介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）	介護老人福祉施設
15	介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）	介護老人保健施設
16	介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）	介護医療院
17	介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）	介護療養型医療施設

- (※) ・ 報告・調査の対象に主たるサービスが含まれない場合には、介護報酬の支払いを受けた金額が最も大きいサービスを主たるサービスとみなす。
・ 12 および 14 の欄に含まれる認知症対応型通所介護は共用型に限る。

5 報告の提出先および提出期限

公表対象事業所は、介護保険法施行規則140条の45に定められた基本情報および運営情報を、原則として介護サービス情報報告システムにより別紙実施計画にある報告提出期限までに指定情報公表センターである（福）福井県社会福祉協議会に報告するものとする。

なお、公表対象事業所等の実情に応じて、フラッシュメモリ等による提出でも構わないこととする。

また、報告の受理開始は報告提出期限の2週間前とする。

なお、報告内容を修正する場合、事業者は指定情報公表センターにその旨を報告するものとし、指定情報公表センターは、速やかに報告内容を修正するものとする。

6 介護サービス情報に係る調査

(1) 調査を行う機関

調査は、知事が指定した次の指定調査機関が実施するものとする。

No.	調査機関の名称	調査機関の住所・代表連絡先
1	(福) 福井県社会福祉協議会	福井県福井市光陽2丁目3-22 TEL 0776-24-2347

(2) 調査対象となる介護サービス事業所

次のアからウまでのいずれかに該当する主たるサービスを実施する介護サービス事業所（以下、「調査対象事業所」という。）とする。

ア 令和3年度に介護保険の指定または許可の更新を受ける（または受けた）サービス

イ 令和2年度に新規の指定または許可を受けたサービス

ウ 介護保険のみなし指定を受けているサービスのうち、令和3年度中に前回の調査日から6年を経過するサービス、またはみなし指定を受けてから調査を受けていないサービス

なお、アからウまでに該当するサービスで、前年度の介護報酬が100万円を超えない場合については、令和4年度以降、前年度の介護報酬が100万円を超えた年度に調査対象事業所とする。

※上記以外でも、虚偽報告が疑われる場合や県が調査を必要と判断した場合は調査対象とすることがある。

(3) 事業者ごとの調査を行う指定調査機関および調査を行う月

事業者ごとに調査を行う指定調査機関および調査を行う月は、別紙実施計画のとおりとする。

7 介護サービス情報の公表

(1) 事業者ごとの公表を行う月

事業者ごとに公表を行う月は、別紙実施計画のとおりとする。

(2) 公表の方法

指定情報公表センターは、事業者の介護サービス情報を介護サービス情報公表システムにより公表するものとする。

8 調査、公表申請（手数料納付）

公表対象事業所は、「福井県介護サービス情報公表申請書（福井県介護サービス情報の公表実施要綱（以下「要綱」という。）別紙様式第6）」を県に提出することとし、調査対象事業所については、「福井県介護サービス情報調査申請書（要綱様式第7）」も併せて県に提出することとする。

なお、これらの申請書提出に際し、福井県手数料徴収条例に定められた以下の手数料を納付することとする。

情報公表事務手数料	1主たるサービスの報告、公表につき	6,000円
情報調査事務手数料	施設サービス※の1主たるサービスの調査につき	22,000円
	上記以外の1主たるサービスの調査につき	20,000円

〔※施設サービスは4の表のゴシック体のサービスとする。〕

9 その他

公表対象事業所等が介護サービス情報の報告をしない場合や虚偽の報告をした場合、調査を拒否、妨害した場合は、県は以下の措置を行うことがある。

- ・介護保険法第115条の35第4項に基づく改善命令
- ・介護保険法第115条の35第6項に基づく指定・許可の取消または効力の停止